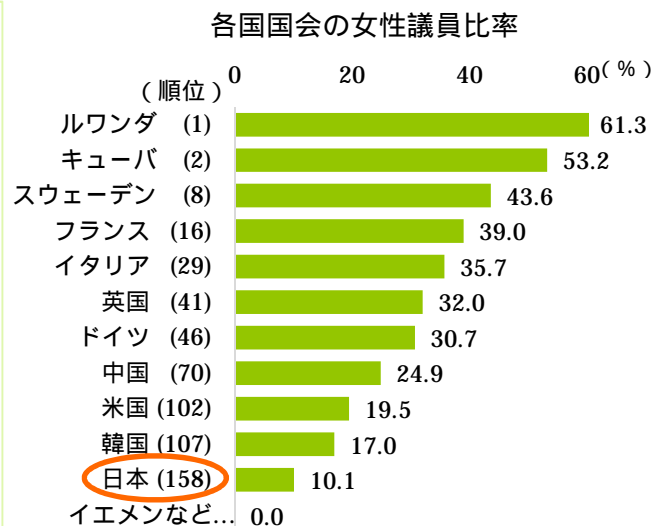
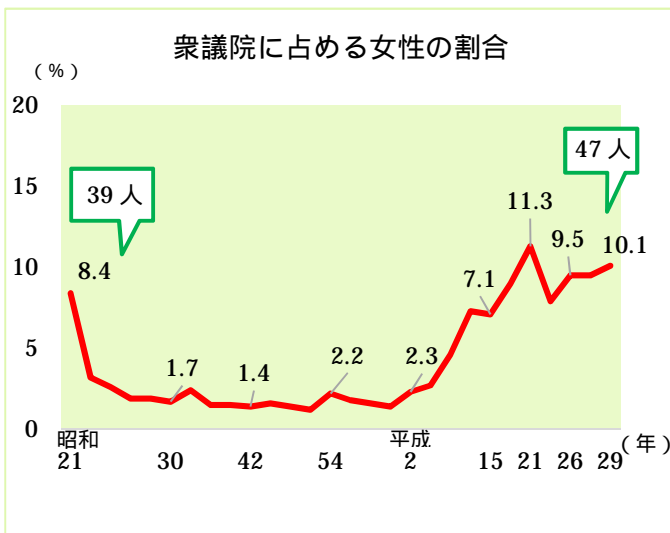




政治分野における 男女共同参画推進法 (候補者男女均等法)

国会や地方議会の選挙で男女の候補者数を「できる限り均等」にするよう政党などに求める法律。女性の議員を増やすよう促す日本で初めての法律です。ただし、罰則規定はなく、努力義務にとどまり、政党などの自主的な取組みに任せられます。平成 30 年 5 月 23 日公布・施行。



現在の女性議員の比率は衆院で 10.1%、参院で 20.7%と圧倒的に男性が多く、町村議会の 32.1% (298 議会) で女性議員がゼロとなっています(内閣府・平成 28 年 12 月現在)。この現状は、世界の中でも際立っており、平成 29 年の各国議会の女性議員数の割合は 193 か国中で日本は 158 位 (列国議会同盟による) でした。

《女性議員を増やすための各国の取組み》 —クォータ制—

ノルウェーが発祥の地。議席の一定数を女性 (あるいは両性) に割り当てる制度。3 つの種類がある。

議席割当制 / ルワンダ、ボリビアなど

憲法又は法律により議席の一定数を女性とする制度。

候補者割当制 / 韓国、フランスなど

憲法又は法律により議員の候補者名簿の一定割合を女性にする制度。フランスでは候補者の割合を男女同数と定めている (パリテ法)。

政党による自発的な候補者割当制 / スウェーデンなど
政党が議員候補者の一定割合を女性とする制度。

戦後初めて女性が参政権を行使した
昭和 21 年の衆院選で、39 人の女性議員が
誕生。それから 72 年たった現在も 47 人...
この法律は女性議員増加への一歩です。





女に生まれてよかった。 と心から思える本

水島広子著
朝日新聞出版 2018

女子力に幸せな結婚、仕事もしろと言われて、さらに年を重ねれば劣化と言われる...女に生まれなければよかったと思っている方に、女性に生まれたことを幸せに思えるようにというのが本書の目的。キーワードは「縛られからの解放」「自己肯定」そして「人間関係」。

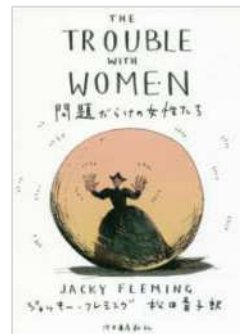


ふたりは同時に親になる

狩野さやか著
猿江商會 2017

「ふたりで笑っていっしょに楽しく育児をしたい」そう思っていたはずなのに。なぜ出産を機に「ずれ」が生じてしまうのか。産後の大激変の中で、パパもママも変わらなければ「ふたりで親」という実感は得られない。「心の並走感」、「役割の納得感」、「柔軟性」に注目し夫婦で協業！

新着図書紹介



問題だらけの女性たち

ジャッキー・フレミング著
河出書房新社 2018

かつて世界には女性は存在していませんでした。男性は存在し、その多くは天才でした、で始まるこの本は、19世紀英国での女性に対する「常識」を絵本にしたもの。「スポンジのような脳」しかない女性は何をするにも問題があると決めつけられていた時代をユーモアと皮肉で描き出す。



「女性活躍」に 翻弄される人びと

奥田祥子著
光文社 2018

「女性活躍推進法」が施行され、「管理職登用」などの期待が高まる一方、「産め、働け、輝け」の三重圧力に悩み、苦しむ女たちの意外な実態が浮き彫りになった。望む道を歩み、そのライフスタイルを尊重できる社会が実現してこそ、真に女性が輝く社会といえる。



これを知らずに 働けますか？

竹信三恵子著
筑摩書房 2017

職場での問題は誰にでも起こりえる。その時支えになるのは働く権利や働き方についてのルール。これを知らずに立ち向かうのはミサイルに素手で立ち向かうようなもの。職場の過酷化の一方で、今の若者たちはあまりに働く現場の実情に疎く無防備だと著者はいう。

テーマで読む1冊

首長たちの挑戦 —女が政治を変える—

女政のえん編

首長は女性に務まるわけがないと長い間思いこまれてきたのだろうか。女性の市長が初めて生まれたのは平成3年4月、兵庫県芦屋市だった。本書は、東京都初の女性市長として国立市長を務めた上原公子氏、元熊本県知事潮谷義子氏、元千葉県知事堂本暁子氏の3人の講演会記録。女性が政治の世界に出ていくと政治や社会がどんなふうに変わるものなのか。女性をもっと政治の場に！ (世織書房 2016)





時代を拓いた女たち

エメリン・パンクハースト

1858年(安政5年)～1928年(昭和3年)

イギリスの女性参政権運動家。

1858年、マンチェスターの裕福な織物業者の家に10人兄弟の長女として生まれた。両親とも急進的な社会運動家で、彼女は14歳で初めて、母親とともに女性参政権運動の会合に参加した。15歳でパリのエコール・ノルマに留学し、20歳で帰国。1879年、24歳年上の法廷弁護士リチャード・パンクハーストと結婚し、一男三女をもうける。リチャードは婦人財産法案の起草者で、彼女は夫とともに、女性参政権獲得や女性の地位向上、貧困救済などの運動に参加していた。1898年、リチャード56歳で病死。エメリンは家計を支えるため、店を経営すると同時に、マンチェスター労働者地区ラシュロムで出生死亡登記官となり活動を続ける。

1903年、夫の偉業を記念する「パンクハースト・ホール」が設立されたが、女性の出入りを禁じたことを契機に、従来の活動グループを脱退し、自ら婦人社会政治連合(WSPU)を結成。娘のクリスタベルとシルヴィアも加わり、女性差別と徹底的に闘う決意をした。WSPUのモットーは「Deeds not Words」(言葉ではなく行動を)であった。デモ行進・集会・陳情活動などの合法的な活動を繰り返した。その後本拠地をロンドンに移し、組織は年々拡大し100か所以上に事務所を持つ大規模な団体となった。女性が参政権を持たない限り、離婚法の改正や平等賃金、売春など女性に関わる様々な問題が解決されないとして、女性労働者をはじめ上流・中流階級の女性たちも活動に加わった。その女性たちは、参政権を意味す

『私は奴隷でいるよりもむしろ
反逆者であるほうがよい』

る「Suffrage」をもじり「サフラジェット」と呼ばれた。1906年英国議会開会式の日、女性たちは警官の制圧にも屈せず、逮捕・投獄を覚悟のうえで抵抗し、国会議事堂に入り女性の権利を訴えた。エメリンは後日この日のことを「女性はいつも、男性と子どもたちのために闘ってきた。今しがた、彼女たちは、彼女たち自身の人権のために闘う準備ができたのだ。私たちの戦闘的な闘争態勢が樹立された。」と述懐している。活動は徐々に過激化し、投石、器物破損、放火と非法な戦略が用いられるようになった。彼女は逮捕の都度、ハンガーストライキを行い、健康状態が深刻化すると釈放され、また再逮捕され、というのを10回も繰り返した。釈放後に担架に載せられながらも演壇に登り、女性たちを鼓舞し続けた。

1914年、第一次世界大戦勃発により女性参政権運動を中断。エメリンとクリスタベルは戦争協力を支持し、新兵募集に力を入れ、一方シルヴィアは平和主義を支持し、袂を分けることになる。WSPUは解散するが、1918年、終戦と同時に条件付きながら女性参政権を獲得。

1928年、ついに国民代表法により21歳以上の全ての男女に選挙権が与えられた。エメリン・パンクハーストは、祈願の法成立を目前にして、69年の生涯を閉じた。過激な行動に賛否両論あるものの、女性の権利獲得のために情熱を注ぎ、闘った『悲しきヒロイン』らの活動が、男女平等への道を塞ぐ重い石を動かしたことは否定できない。

参考資料:「サフラジェット」、「人形の家を出た女たち」

世界における女性参政権

女性参政権運動は18世紀から始まり、社会主義運動や労働運動により流れが活発化した。世界で最初に女性参政権が認められた国はニュージーランド(1893年)で、初めて被選挙権が認められた国はフィンランド(1906年)である。英国は1918年に30歳以上の財産を持つという条件付きで参政権が認められたが、男性同様に21歳以上のすべての女性に認められるようになったのは1928年である。日本においては、第二次世界大戦後の昭和20年(1945年)にやっと実現した。バチカン市国は女性参政権が認められていない。

主な国の女性参政権獲得年

1893年	ニュージーランド
1902年	オーストラリア
1906年	ロシア領フィンランド
1913年	ノルウェー
1915年	デンマーク、アイスランド
1917年	ロシア、カナダ
1918年	ドイツ、ポーランド、英国
1920年	米国
1945年	フランス、日本
1991年	スイス

にゅーすBOX

政治分野における男女共同参画推進法 成立

選挙で男女の候補数をできる限り均等にしよう政党に求める「政治分野における男女共同参画推進法」が成立。女性に参政権が認められた戦後、女性議員を増やすよう後押しする初めての法律。強制力はなく、女性候補者を増やすかどうかは政党次第。内閣府の調査では、女性議員の少ない要因として、「家庭生活との両立が難しい」「家族や周囲の理解が得づらい」等が挙げられている。

性被害等 誰にも相談せず

警察庁によると、平成 29 年に交流サイトを介して犯罪被害に遭った 18 歳未満の子どもは過去最多の 1,813 人となった。9 割超が女子で、性犯罪が大半をしめた。また、20 歳以上を対象とした被害者調査では、児童虐待や性犯罪などで初めて被害に遭った際に誰にも相談していない人が約 4 割に上り、自治体の相談窓口を知らない人は約 8 割だった。

相談窓口

全国被害者支援ネットワーク 0570・783・554

小1の母 有職率 67.2%

厚生労働省の「21 世紀出生児縦断調査」で、平成 29 年に小学 1 年生だった子の母親のうち、仕事を持つ割合（有職率）が 67.2% だった。平成 20 年に実施した同様の調査に比べ 11.4 ポイント増加した。

男性育休取得率 5.14%

厚生労働省が発表した平成 29 年度の雇用均等基本調査（速報）によると、育休を取得した男性の割合は 5.14% で、平成 8 年の調査開始後はじめて 5% を超えた。女性は 83.2% で、2 年連続で上昇。

30代女性乳がん最多

国立がん研究センターは、15～39 歳の AYA（アヤ）世代のがん罹患率を種類別に公表した。1 年間にがんと診断される AYA 世代は推計約 2 万 1 千人。10 代は白血病、20 代は卵巣がんや精巣がん、30 代は女性の乳がんが最多だった。患者数が少ない AYA 世代はがん対策が遅れていると指摘されている。

練馬区 禁煙治療に補助

練馬区は、初の試みとして、20 歳以上の区民を対象に禁煙にかかる医療費自己負担分の 2 分の 1（上限 1 万円）を補助する事業を 6 月から開始した。治療費のほか薬代も補助の対象で、利用は一人につき 1 回までで、3 年間限定の事業。区民の健康増進に加え、東京五輪・パラリンピックに向けた受動喫煙防止につなげる。

6 月 23 日～29 日は「男女共同参画週間」です
「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」
（平成 30 年度男女共同参画週間標語）

幼保無償化 認可外施設に補助

幼児教育・保育の無償化は、当初認可保育所と幼稚園、認定こども園を想定していたが、国の指導基準を満たす認可外保育施設も無償化の対象に含まれることになった。無償化の対象となる家庭は、保育の必要性があると認定された家庭。このうち 0～2 歳については住民税非課税所帯に限り、3～5 歳は世帯所得の条件を設けない。施設やサービスによっては「利用料金の補助」となり、その際は 0～2 歳児は 4 万 2 千円、3～5 歳児は 3 万 7 千円を月額補助上限とする。

東京都 LGBT 条例制定へ

東京都は 2020 年東京五輪・パラリンピックを控え、性的少数者（LGBT など）への理解やヘイトスピーチ規制などを盛り込んだ条例を制定し、19 年 4 月全面施行を目指す。LGBT に焦点を当てた都道府県条例は全国初となる。

出生率 1.43 子ども 37 年連続減少

厚生労働省は平成 29 年度の人口動態統計を公表。出生数は 94 万 6,060 人で過去最少を更新した。合計特殊出生率は前年より 0.01 ポイント低い 1.43 で 2 年連続低下。出生率は 20 代が低下し、30 代が大きく伸びており、一人が産む子供の数は大きく伸びにくくなっている。また、25～39 歳の女性の人口減少が出生数減少の大きな要因となっている。

総務省によると 15 歳未満の子どもの推計人口は 1,553 万人で、37 年連続の減少となった。

子ども・若者白書

平成 30 年版「子供・若者白書」によると、10～20 代の若者の約 6 割が、仕事よりも家庭やプライベートを優先すると考えていることが分かった。また、自分の能力や適性に職場が合わない場合などの転職については、転職する方がよいなどの肯定派が約 3 分の 1 に上った。

父親の約 8 割育休取得

スウェーデンを始めとする北欧諸国は半世紀も前から労働力不足を解消するため女性の社会参加を促す制度を整えてきた。世帯単位だった所得課税を個人単位とし、1 歳以上のすべての子どもを預けられるように保育園を整備。スウェーデンでは、両親に認められている育休期間のうち 3 か月は父親しか取れない「割当制」を制度化。父親の約 8 割が育休を取得している。

